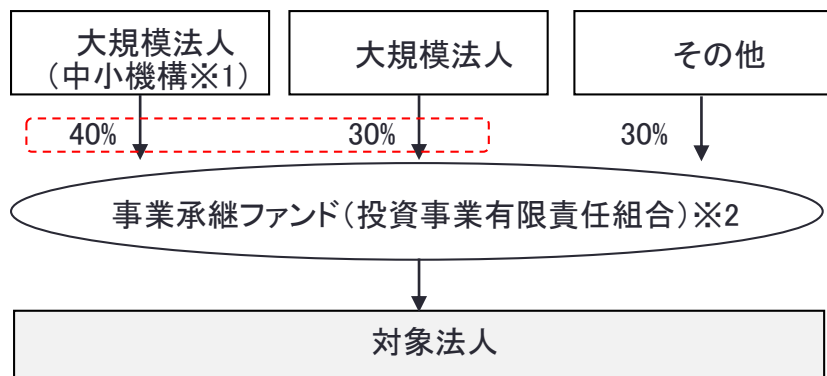


法人課税 事業承継ファンドから出資を受けた場合の法人税等の特例

1. 改正の概要

(1) 中小企業向け税制措置(租税特別措置法上の措置)の適用要件の緩和

一定の要件を満たす事業承継ファンド(投資事業有限責任組合)を通じた大規模法人(中小機構)による出資が、中小企業向け税制措置のみなし大企業の判定における株式から除外される(中小企業向け税制措置: 中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制、中小企業経営強化税制、被災代替資産等の特別償却、事業継続力強化設備投資促進税制(平成31年度税制改正により創設))。



中小企業者の範囲

・資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人

みなし大企業(中小企業向け税制措置の対象外)

発行済株式または出資の1/2以上を
同一の大規模法人に所有されている法人

発行済株式または出資の2/3以上を
大規模法人に所有されている法人

・資本等を有しない法人のうち常時使用従業員数が1,000人以下の法人

※1 独立行政法人中小企業基盤整備機構

※2 中小企業等経営強化法の事業再編投資計画の認定に係るもの

(改正前) 中小機構40%+大規模法人30%=70% \geq 2/3 **中小企業者非該当(中小企業向け税制措置の適用なし)**

(改正案) 大規模法人30% < 2/3(又は1/2) **中小企業者該当(中小企業向け税制措置の適用あり)**

2. 適用時期

大綱に特段の記載なし

3. 実務上の留意点

事業承継ファンド組成の際に、資本構成の工夫による中小企業向け税制措置の適用可否を検討する必要がある。

4. 今後の注目点

既存の事業承継ファンドに対する中小企業向け税制措置の緩和の有無